

# 平成15年第13回教育委員会記録

平成15年7月23日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成15年7月23日(水) 午後2時02分～午後3時22分  
**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 雄之助 委員  
教育長 納 富 善 朗

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 事務局次長 佐藤 博 継 中央図書館館長 倉田 征 壽  
庶務課長 和田 義 広 学校運営課長 佐野 宗 昭  
学務課長 井口 順 司 施設課長 吉田 順 之  
指導室長 松岡 敬 明  
社会教育  
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館  
次長 杉田 治  
**事務局職員** 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏  
担当書記 野澤 雅 己

**傍聴者数** 4 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第47号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
議案第48号 心身障害学級・養護学校教科用図書採択について

#### (報告事項)

- (1) 学期制検討委員会中間報告  
(2) 杉並区立永福図書館の特別整理等に伴う臨時休館について  
(追加) 杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について

## 目 次

会議録署名委員の指名	3
議案審議	
議案第47号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	3
議案第48号 心身障害学級・養護学校教科用図書採択について	4
報告事項	
(1) 学期制検討委員会中間報告	6
(2) 杉並区立永福図書館の特別整理等に伴う臨時休館について	16
(追加)	
杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について	16

**委員長** ただいまから第13回教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内しましたように、議案が2件、報告が2件となっております。よろしくをお願いします。

では、最初に日程第1、議案第47号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第47号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。今回の改正内容ですが、第13条の次に、第14条電子印の打ち出しを加えるものです。

改正の理由ですが、後ほど説明いたします平成15年9月1日から稼働する予定の、区施設予約システム「さざんかねっと」の利用者が事前に利用登録を行います。そして「さざんかねっと」「利用登録カード」及び当該システムにより利用申込みをした「利用承認書」に押印する教育委員会印を、電子計算組織による電子印とする必要があるため改正を行うものです。

概要ですが、1項で公印管守者が教育長の承認を得て、電子計算組織に公印の印影を記録し、その印影を公印の押印に代えて、電子印として「利用登録カード」及び「利用承認書」に打ち出すことができるようにするものであります。2項では電子印の管理を適正に行い、その使用状況を明らかにすることを規定しています。

施行日ですが、利用登録カードの受付を8月4日から開始するため、平成15年8月1日からとしております。

次に、「さざんかねっと」について簡単に補足説明をいたします。緑色のパンフレットをご覧ください。最初のページですが、インターネットや電話等を利用して、自宅に居ながらにして公共施設の予約申込みができるというものです。申込みの方法ですが、パソコン、あるいはそこに掲載しております各施設に置かれたタッチパネル式のパソコン、あるいは携帯電話、電話等で申込みができるということです。対象施設は下に記載のとおりです。教育委員会では科学館、社会教育センターが対象となっております。

パンフレットを開いて右側のページですが、利用方法です。まず使用する前に、施設の窓口で登録を行う形になります。前からの「さざんかど」利用者につきましては、「さざんかど」と「さざんかねっと」が共通のカードになります。

それから抽選申込みという形で、2カ月前、ホールの場合は7カ月前の1日から10日までに、先ほどの機器を使って申込みをする。11日に電子システム上で抽選を行って、当選された方は12日から26日までに使用の確定入力を行う。27日以降になりますが、先着順で空き枠申込みができます。こちらは使用料の支払いは、使用日の利用時間前までに支払う仕組みになります。

基本的にはいまの仕組みで動きますが、科学館は利用等が少ないものですから、基本的には抽選申込みの所がありません。ですから1カ月前から、こういった機器を使っての利用申込みができる仕組みになるものです。私からは以上です。

**委員長** ご説明に対してのご質問、ご意見をお願いします。

**安本委員** これはいままで出かけて行って予約をしていたのですが、その方法はやめて、全部このやり方になるのですか。

**庶務課長** 併用方式で、これまでの仕組みも残ります。

**大蔵委員** 科学館で使えるのは何ですか。やはり空き室ですか。

**庶務課長** 科学館は、移動教室の授業に使います。それ以外に空いている部屋が確か7室あったと思うのですが、第1実験室から第3実験室、あるいは講堂といったような施設が使えることになります。

**大蔵委員** 私は、できるだけこういういろいろな施設が、殺到するぐらいに活性化すると思っています。それからしますと、抽選を行わないのではなくて、抽選を行うことにしておいて、希望者がなかったら自動的に申込みを完成すればいいので、ないことにしておいて、たくさんきたときに抽選をする、これはかえって面倒ではないですか。

**庶務課長** 電子システム上の抽選を行わない、2カ月前の予約抽選システムがないだけで、規則そのものでは複数申込みを想定しておりまして、抽選をするとなつていますので、その辺のことは想定した規則となっています。

**大蔵委員** それなら結構です。

**委員長** 他にありますか。ないようでしたら、議案第47号については、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんので、議案第47号は原案どおり可決いたします。

次に日程第2、議案第48号、「心身障害学級・養護学校教科用図書の採択について」を上程し、審議いたします。指導室長、説明をお願いします。

**指導室長** 議案第48号についてご説明いたします。本年6月11日の第10回教育委員会において、学校教育法第107条の規定に関わる教科用図書、通称107条図書の採択にあたり、教育長から教科用図書検討委員会に対して諮問する旨の報告をしたところです。

その後、6月23日に教科用図書検討委員会が開催され、先日7月18日付で教科用図書検討委員会から教育長宛に、平成16年度に使用する「学校教育法第107条に規定する教科用図書の採択について」答申がありました。

いまお手元にある一覧表が、今回教科用図書検討委員会で検討した 107 条図書です。いま各委員のお手元に、東京都教育委員会が出した心身障害教育教科書調査研究資料、このような平成 15 年度、16 年度使用という資料があると思いますが、東京都教育委員会がすでに一度調査をして、107 条図書として適切ではないかという一覧があるのです。本区の検討委員会は、この中から現在の子どもたちの実態に合う 107 条図書を検討の上、お手元の資料のとおり選定をして、本日議案として提出する次第です。どうぞよろしくご審議のほどをお願いします。

**委員長** ただいまのご説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

**宮坂委員** 特に意見はなく結構です。

**教育長** 1 点だけ。答申を受けて議案どおり出されている教科書ではなくて、東京都教育委員会の調査資料の備考で何点か、「当然内容が限られていること等で、補足説明など指導上の工夫が必要だ」と付記のある教科書がいま見えて気になります。要するに教科書の使い方、そこら辺の工夫が必要だということを前提としたものがありますが、ここら辺について指導室のほうでは、各クラスの担任に対して従来からどのような助言をなされていたか。また今後の取り扱いについて、どういう具合に進めていこうとしているのですか。その点だけお聞かせください。

**指導室長** ただいまのご質問ですが、特に心身障害学級、養護学校、それぞれ児童・生徒の障害の程度とか、種別が多岐にわたっております。これまでも指導室としましては、まず個別指導計画と言いまして、それぞれの児童・生徒の個別的な指導計画を作成し、それに従って指導しなさいと。学級という集団は形成していますが、それぞれの子どもが持っている特性は異なりますので、それぞれの子に合った指導をしなさいという指導を常日頃しています。

その上で今回の教科用図書についても、確かにこちらの資料の備考欄にそのような注意書きがしてありますが、それぞれの学校では、どの教科書をどの子どもに使用することが一番適切かという観点から、十分な検討を加えていま選定をされてきたものであるもので、その指導の工夫は、いずれの場合もある意味で必要なものです。教科書だけがあればそれで指導ができるかという、そういうものではありません。もちろん各教師が、それぞれ指導には工夫を加えていただいていますし、またそうするように私どもも指導しています。

**教育長** 本当に適切な 107 条の対象となる児童・生徒が持っている個性が前提ですから、是非そういう工夫を凝らしていただきたいとお願いしながら、議案に賛成します。

**委員長** 他にはよろしいでしょうか。他に意見がなければ議案第 48 号は、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、異議ございませんので議案第 48 号は原案どおり可決いたします。

次に日程第3、報告事項の聴取に入らせていただきます。

最初に「学期制検討委員会の中間報告」について、指導室長からお願いします。

**指導室長** それでは、「学期制検討委員会の中間報告」について、お手元の資料に従いましてご説明いたします。この学期制検討委員会は、昨年度末に立ち上げまして、3月18日に第1回の検討委員会をもちました。以降、今年度に入り、5月に2回、6月に1回、7月に1回という形で検討を進めてまいりました。本検討委員会の検討の主たる内容といいますのは、ご案内のとおり昨年度から完全学校週5日制が実施されてくる中で、一方で授業時数をいかに確保していくかというのが非常に課題になっているところがあります。

そこで1つの打開策として、現在三学期制をとっているわけですが、これを二学期制にした場合に、成績処理の期間とか通知表を作成する回数等々、さまざまな条件から現在よりも授業時数が大幅に確保できるという経緯がありまして、すでに仙台市等では先行事例もあります。そこで杉並区として仮に二学期制を導入するとした場合にはどのような課題があつて、どのような方法が考えられるのか、それをまず検討するというのが本検討委員会の主たる任務です。

基本的には中間報告にいくつか具体的に述べておきましたが、いくつかのメリットがあります。検討委員会としては、9月の上旬を目途に最終報告という形で、教育長のほうに報告を上げたいと考えております。検討委員会としましては、すべての学校が一律に、例えば二学期制に移行するのか、あるいは現在の三学期制でいくのかという考え方ではなくて、それぞれの学校がそれぞれの実態に応じて選択できるような方向で考えて、もし実施する場合にはこういうことが考えられる、あるいはこういう課題がありますというところを示していきたいところです。

今回この中間報告を本委員会にご報告した上で、各小・中学校のPTAにも同じように情報を、あるいはホームページ上で情報を提供して、各学校等にも現在こういう検討を進めているということをお知らせしていきたいと考えております。以上です。

**委員長** 内容の細かいところは、いずれにしても我々には配付してあるから、ご説明はなくていいのですか。

**指導室長** 今回の資料をもってということです。

**大蔵委員** いまは三学期制ですが、それと二学期制を比較するだけであつて、例えば通知表だとか、いろいろな始業式、終業式などを考えれば、一学期制でならもっと減るわけですね。

しかし一方で、三学期制でも四学期制でも五学期制でも、始業式や終業式を行わなければ、日には加えないわけですね。

それから、例えばアメリカなんかでノー・チルドレン・ビハインドという計画をやって、落ちこぼれを1人も出さないことをやっております。そのためには、習熟度別の授業をたくさんやる

わけです。そうなれば、習熟度別で遅れている子どもだけを別に集めてやるよりも、クラス編成をして、全部やったほうが効率はいいわけです。そういうことからすると、たくさん区切りがあるほうが、遅れた子どもを追いつかせるには非常に都合がいいのです。そういういろいろな多角的なことをご検討になったのですか。それとも三学期と、二学期だけで比較をしたのですか。

**指導室長** 検討の当初には、例えば四学期制はどうか、あるいは学期制というか、1年間を1つのユニットでというような意見もいくつか出ました。現段階では、仮にそれを検討するにはあまりにも飛躍があるといえますか、現在三学期制でやっているわけであり、いま大蔵委員がおっしゃった儀式的行事を毎学期にやる必要があるかないかと。これは、今度は学期制そのものの検討よりも、実際の運用に当たっての検討になるということで、そこは検討しませんでした。現在は三学期制で当然学期の初めに始業式があり、学期の終わりに終業式がある。それで学期末には通知表等で本人及び保護者に成績を通知するという前提の上で、三学期制及び二学期制について検討をいたしました。

**宮坂委員** 仮にもし二学期制を実施する場合は、区として一律でなく、それぞれの学校の実情に応じて、つまりいろいろな学校があるということは認めていくわけですか。

**指導室長** 学期制の検討委員会では、そのような考えで現在進めております。

**安本委員** そうすると、例えばある小学校とか中学校では二学期制をやっていると。校長先生が変わったら、二学期制はいやだから三学期制に戻したいという事態が起こってくると思うのですが、そういう混乱とかについて何かお話し合いがありましたか。

**指導室長** いま検討委員会で話をしておりますのは、仮に、最終的に「二学期制を実施したいところはどうぞ」という形になった場合、二学期制をやるのであれば、当然二学期制にする理由が必要になります。その地域、あるいは保護者の方に、学校はやはりきちんと「こうだから本校は二学期制にする」ということは、当然説明しなくてはいけないでしょう。そういう事態になると、今度は三学期制をそのまま現行どおりやっていく学校にあっては、「なんで本校は二学期制をやらないのですか」と逆の質問が保護者の方からくるでしょう。そうしたら、当然それに対して本校はこうこう、こういう理由で三学期制でいくのだと。その説明がきちんとできるように、その上でやらなくてはいけないということは、今回の中間報告でも述べているところです。

実際の実施に当たっての混乱という辺りについては、現在の検討委員会の中で、そこまでの細かい対応についてはまだ十分に話し合っておられません。

**安本委員** 中学校が相当授業時間が増えるということは理解できるのですが、小学校に関しては、ここにも「相当数の余裕時間があり」と謳っているようなのですが、この意味について教えてくださいませんか。



**指導室長** 中学校では、いわゆる教科担任制ということですので、時間割の編成がいま非常に調整しづらい時間割になっています。行事等が入って、例えば運動会の練習を入れたということになりますと、そのために時間割を組み変えていったときに、数学の教員が国語を指導できるわけではありませので、時間割の次の調整というのが極めて困難な状況です。

一方、小学校というのは学級担任制ですので、一部、音楽、図画工作という専科が入っておりますが、学級担任が指導している教科については、同じ教員が国語も算数も指導している。そうしますと、先ほどの例で運動会の練習が入って、仮に国語の時間数が減ったなというときには、余裕のある教科を国語に振り替えて担任レベルでそれが実施できます。ですから小学校の場合、比較的その教科の授業時数というのは年間を通じて、概ね満足のいく時間になっています。

中学校は先ほど申し上げたような理由でかなりアンバランスが出ます。例えば現在音楽というのは1週間に1時間なのです。たまたま祭日が入ったり、行事が入ると2週間も3週間も授業がないというような実態があるということです。

**安本委員** 現在、二期制とは呼んでいないようなのですが、通知表を年に2回にするということで保護者等に説明があり、通知表を2回にしている学校があるように聞いているのですが、そこは二期制とは呼んでいないけれども、そういうことをしているわけですね。その例えばいいこと、ちょっと困ったこと、そういうことが起こったようなお話とかお聞きになっていらっしゃいますか。

**指導室長** まだ具体的には、課題があるとか、効率の上がった点ということについては聞いておりません。

**宮坂委員** 授業時間数の確保という観点からだけで二学期制にするという場合、仮にいま土曜日をなくすということは、ちょっと流れからいっても無理だと思いますが、授業開始時間を早くする、例えば8時からにする。あるいは一日の授業時間数を6時間、7時間増やすということで、そちらのほうで確保することは認められていないのですか。

**指導室長** 特に法的な制約があるわけではありません。

**宮坂委員** 授業の時間数については、極端に言えば、学校ごとの校長先生で決めればよいということですね。

**指導室長** はい、あとは教員の勤務時間の問題。学習者の児童・生徒がどの程度効率よく学習ができるかという辺りだと思います。

**安本委員** 最終的に、もし「せいの」でやりましょうとか、そういうような方向にいくのでしょうか。

**指導室長** 本検討委員会としては、先ほど申し上げたように、最終的には、二学期制にする場合に

はこういう課題とこういう利点があり、あとこういうところを考えなくてははいけませんよという報告を上げるところまでが任務です。その先にいま委員の言われたように、区全体で一斉に二学期制でいきましょうとか、本区は三学期制でずっといきましょうというところまでは、ちょっと難しいところでございます。

**安本委員** ここに出ているのですが「仙台市、足立区は全公立学校で」というふうに、要するに「せいの」ということだと思っております。

**指導室長** 仙台市は全校です。足立区は一部で試行という形です。

**宮坂委員** 仙台市は小学校もですか。

**指導室長** はい、そう伺っております。

**委員長** 検討委員会のメンバーの構成はどうなっていますか。

**指導室長** 教育委員会の事務局のほうから次長、庶務課長、指導室長。それから校長会のほうから小・中のそれぞれの校長会の代表、いま校長会長になっていますけれど。それから小・中の教頭会の代表。同じく小・中の教員の代表、これは教務主任クラスというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。それから職員団体の代表、それから小・中のPTAの連合会の会長、要するに保護者代表という構成になっています。

**委員長** 全体でメンバーとして何人ぐらいいらっしゃいますか。

**指導室長** 14名です。

**委員長** 委員長は。

**指導室長** 委員長は教育委員会事務局次長になっております。

**委員長** 先ほどのご説明で、二学期制の検討委員会ではここまでが限界だみたいな話があるのですが、ちょっと気になっているのは、こうしたことを検討して、こういう中間報告になりましたよということを区民にお知らせする。先ほど多少ありましたが、そういう話をお聞きして、それをまた戻して検討委員会としてその意見を尊重して、どういうふうにするという姿のほうで混乱しないと思うのです。なにか中間報告を出されて、最終報告、大体このトーンでいくような感じに受け取れたのですけれど、今後のスケジュールというのはどうなのですか。なにか各学校に任ずという感じになって、そうするといろいろありますね。

**指導室長** いまご指摘のいわゆるパブリックコメントをどうするかというのは、実は検討委員会の中で検討しました。ただ、先ほどから申し上げているように、この検討委員会の決定を見て、実際どうするかというものではありません。正式なパブリックコメントという形での出し方は厳しいであろうということで、検討委員会としては、こういう方向がよろしいという検討結果を出すことにはならないです。二学期制を実施する場合にはこういう課題と、こういう利点があると、

要するに基本的には、各学校が自分たちの学校の主体性で選ぶのがいいという前提でいま検討を進めております。その際、自分の学校はどういう形を選ぶのがいちばんいいのかを決定する上で、そのための材料を提供していこうと、こういう発想に立っております。いわゆる、パブリックコメント的な区民の方のご意見をいただく場面というのは、この検討委員会の最終報告が出た次の段階になるのかなと考えております。

**委員長** 次の段階というのはどういう意味ですか。

**指導室長** 検討委員会で最終報告が出ると、今度は教育委員会として、実際来年度以降どうしていくのかと。そこで決定を見て、例えば検討委員会のこの最終報告をもって学校にそれを示して、いついつまでに来年の学期制について、二学期制を実施する学校は手を挙げなさいといくのか。あるいはこの報告を受けて、「なるほど二学期制には利点がある」と、検討委員会は各学校の主体性と言っているけれども、そんなにいいものなら本区としては全校で実施しましょうとなれば、全校実施ということになります。この検討委員会ではそこまでは、決定ができないという状況です。

**大蔵委員** 私はいまのお話で、終業式、始業式と、通知表は別途の問題だというのはおかしいと思いますね。やはりそこも考えて、二学期制がいいのかどうかを考えなければいけない。報告書が出てきた段階で、教育委員会として決定するのが、二学期制も入れていいのか、三学期制だけでいくのか。その選択肢しかないというのは私はおかしいのではないかと思いますね。別の問題ということでしたが、宮崎市は通知票を全部なくしたのです、三学期制のままで。ですからそういうことだってあり得るわけだし、思い切ってやればいろいろなことができる余地も含んでいる。それを二か三で縛ってしまうというのは、私はおかしいのではないかと。むしろ、その学校ごとに校長、教員、PTAが一緒になって二学期制がいいか、三学期制がいいかを討議をするのならば、そのときに一学期制も当然含まれるべきだし、四学期制、五学期制というのも含まれて検討する。だから二学期制についてはこういう答申の際に、こういうことを考えましたよと。しかし多角的な一、四、五というのは、時間的に検討ができませんでしたと。しかしそういうことについて、是非やりたいのであればお任せしますということであれば、二か三のどちらかの選択ですよ。または二、三の両方ですよというのは、私はおかしいと思います。

それから先ほど、始業時間を早くしたり、1日の授業時間を長くしたりということについてはいろいろな問題があります。別に禁止されているわけでもないし、そうしなければならないということではありません。始業式、終業式について更に言うと、日本の影響下にあった所、韓国、台湾とかは日本と同じようなことをやっています。これは日本の教育制度が非常によかったという記憶があり、多分そうしているのだと思います。しかし、いま先進国のアメリカ、イギリス、

フランスでもどこでも入学式もなければ卒業式もない、終業式もありません。体育祭、文化祭というのもほとんどの所ではありません。日曜なんかには父母が中心になったり、学校も一緒になってバザーをやったりしている所はあります。しかし、学校の事業として文化祭をやっているような所はありません。

先進国はとにかくいろいろな選択肢があるから、自由にしていこうということになっているのですね。だから、日本はどちらかというと先進国でも、非常に例外的な国なのです。そういうことについての検討をしないで、いま二と三だけを討議しようというのは私はおかしいと思います。それが教育委員会に上がってきたときに、それしか選択肢がないというのは、私はいけないのではないかと思いますね。二か三を各学校がよく検討してやることのできるのなら、ほかの道も開いてやるべきだと思います。こういう検討委員会に委託したときに、初めから二か三で検討しなさいといったことではないんですよ。

**事務局次長** いま大藏委員の意見のように、当初の段階から二と三の選択肢で決めるということではなく、今回検討する中で本当にいろいろな案が出ました。例えば二学期制をやるにしても、ちょっと変な言い方ですが、クラス分けは四学期制ということがあっても不思議はない。いわゆる通知表の関係は2回で、その中身についてはもう少し細分化してやっていってもいいと。

どちらかというと、いわゆる習熟度別だとかそういったときに、クラス替えというのをあるスパンでいくつか区切っていったほうがいいたろうという意見もあり、今回出しているのは二学期制、三学期制の課題というところを出しておりますが、これを見て各学校の校長だけではなく、教職員も含めて学校運営をどうしていくのかと。これは当然保護者との関係もありますので、具体的に二学期制、三学期制ということで提起されているけれども、これらについてどう考えていくのかというところの意見を、当然もらわなくてはいけないだろうと思っております。

それから先ほど来の話の中で、教育委員会との関係でいくと、これらを実際にやっていく際には、学校の管理運営規則を直さなければいけないということがあります。いまでは三学期制の管理運営規則になっているわけですが、これをどう直していくのかと。いくつかあると思いますけれども、二学期制でやるのか、それともそのほかの学期でやるのか。もちろん学校が保護者にも説明をし了解を得て、学校の主体性に任せた形の規則と言いますか、そういったことが担保できるような規則にしていくということになりますと、これは二学期制、三学期制に限らず、ほかの学期ということも出てくるとすれば、そういった柔軟な書き方に変えていかなくてはいけないと思っております。いまのところ二学期制、三学期制のどちらを選択するかとか、そういったところで検討しておりません。実際に各学校の意向がどうかということも含めて、管理運営規則を直していく際には、改めてその部分について検討していかなくてはいけないだろうと思って

おります。

**大蔵委員** 答申をある一定の段階でもらうとすれば、時間的な余裕がそんなにありませんので、全部を検討するのはとてもできないことです。そういう意味では二、三をやっていることについては反対ではありません。いまの次長の説明によると、柔軟に対処できる余地はあるということですから、そして次長が委員長だそうですから、是非指導力を発揮して、そのようにしていただきたいと思います。

最終的にはそんなにたくさんの余地はなくて、八学期制も十学期制もあるわけではありませんし、二、三ぐらいに絞られていくことは、結果的にはあり得ると思います。しかし、初めから選択肢を奪うのは、私はよくないと思います。特にこれから校長に任せ、教員と校長が話をして、学校を運営するからPTAも当然ありますが、そういうところだっているいろいろな新しいことを考えようというときに、縛るということには私は反対です。

**教育長** 2ページ目の囲いのすぐ上に「小学校の場合は」とあります。いまの大蔵委員の議論にも多少関わることなのですが、三学期制をとったにしても、小学校の場合は十分に授業時数の確保は行えるという意見もあるという指摘がありますね。つまり、二か三かということが特化されるのではなく、三学期制の中でも学校の工夫でいろいろ、例えば③では「授業時数の確保やゆとりに関すること」で挙がっているんだけど、これを取っても小学校の授業の組立て方で、三学期制でもいろいろな三学期制があり、バリエーションもすごく多様だと思うんですね。だからそれを一括りに三学期制というと、なんか類型化されがちなのかなと。そこら辺をきちんと中身も語りながら、三学期制の評価をしてあげないと、やっぱり各学校でいろいろな工夫をしている校長、教諭の努力が場合によっては、逆なでされることになると思うのが1点です。

中学校の場合は事実上は5区分三学期制。つまり期末テストの間に中間的なテストを挟んで到達度の検証をしていくということ、いまはそんなことやっているのかな。それで三学期だけは期末だけと、事実上5区分三学期なのです。夏休み前の6月ごろに到達度の検証をやって、そのあと、二学期に備えた到達度検証をやって、それが通知表に出ていくと。二学期も同じようなことで学期の途中で到達度検証をやって、学期末で成績につながっていくと。

現実問題とすると、大蔵委員が言われた話のように、工夫の仕方によっては中学校の場合は、事実上五期制という理解の仕方だってできるわけですね。つまり子どもの成長の度合いというか、私は高校のとき二学期制だったのですが、前期2回、後期1回、これで失敗してしまうと成績がすごく悪いわけですね。どこで回復するかと、回復の余地がないに等しいような仕組みで、試験になるとえらく苦勞していたことを思い出すわけです。二学期制にしたからといって、ゆとりは基本的にはないですね。だから二学期制は二学期制なりに、どういう二学期制として組み立てる

かの具体策がないと、数で二とか三と割り切って、類型化していいとか悪いとかいう議論はなかなかできにくいなという思いもあるんですよ。

二学期制の場合はやったことがないことだから、仮説を立てて、こうだったらこうだ、こうだったらこうだとしか評価のしようがないですよ。仙台市ではこうやっている、足立区ではこうやっていると言っても、それはそれぞれの教育委員会で仮説を立てて、それを実証して、これからどうやってそれを評価するか。評価した結果、三学期制に戻ってくるかもしれないということ。我々はやろうとするならば、杉並方式での仮説を立てて、それを検証するということになるわけですね、この検討というのは。その仮説を立てるときに、どういう二学期制なのかということ、先ほどの始業式、終業式もさることながら、節目をどう形づくっていけば子どもたちにいちばんいい教育環境が整えられていくかということも含めて、やっぱり中身を語っていかないと、なかなか評価しづらいなという感じがややあるんですね。そこら辺は責任者である次長、どうでしょうか。

**事務局次長** そのことの直接のお答えにはならないと思いますが、7月23日付で中間報告を出したということが実は意味があるところなんです。というのは、夏休みの間に、学校としても検討していきたいと。そういったこともあり、いまの時点での検討内容を学校に出してほしいと。全部でき上がってから検討会の報告として出すのではなく、中間の部分でも学校としてやっぱりいろいろなことを検討していかなくてはいけないので、実は夏休み前という話があったのですが、実際には23日付ということで若干遅れてしまっただけなんです。この夏休みの間に学校としても検討をしたいと、そういったことがあり今回お出ししているわけです。

多分この学校でいろいろな検討がされるときに、いろいろな疑問が出されると思うんですね。細かな質問でいけば、例えば兄弟が2人いて、上のほうは二学期制で、下は三学期制の場合はどうするんだとか、いろいろな話が多分出てくると思います。保護者側の疑問、それから学校側の疑問、そういったいろいろ出たものを再度返してもらって、また学校に返していくといった作業をしながら、これを進めていきたいと思っています。直接のお答えにはなりません、そういったことを通してやっていきたいと思っています。

**教育長** これは、委員にもいろいろ意見があると思うので、事務局のほうにそれぞれメモでもなんでも気が付いたところで、例えばこうしたらどうかということを出してもらおうようにしたらいかがでしょうかね。教育委員会としての意見は委員会の意見としてまとめるにしても、それぞれの委員の立場でこれは考えられないか、こういうことを考えられないかということがいろいろあると思うんですよ。

**大蔵委員** ただ、非常にいろいろと絡み合っているんで、そう簡単にメモ化できないですね。私は

この二学期制が出てきた1つの理由は、三学期制が戦前からずっと続いてきたわけですが、二学期がいちばん長いわけですね。ここに運動会、体育祭、文化祭、遠足、修学旅行も大体二学期に組んでいたのですよ。それがいま変わってきて、一学期にいろいろなことがずいぶん移ってきています。ただ、二学期が更に長くなっていて、三学期のバランスが悪くなっているというのが事実なのです。だから、例えば10月の末ぐらいから11月3日の文化の日辺りに休みを作って、2つに分けるとというのがやや合理性があるのですね。しかし、そうすると一学期の中に夏休みという長いのがどかんと入ってきて、これもバランスを崩していると思います。

大学と小学校、中学校とは少し違いますけれども、大学はずっと日本は一年制できて、いまも一学期制をやっているわけです。年間1回でやる。世界中でアメリカも、日本も後からしたわけですから全部そうだったのです。しかしやっているうちに、小・中学校とは違いますよ、単位制ですから。単位を1つ落とすと、1年間やり直さなくてはいけなくなってしまうんですね。卒業間際に1科目の単位を落とすと、1年学校を延ばさなくてはいけない。それはやっぱり不合理なのではないかということで、アメリカ、ヨーロッパも全部セメスター制という二学期制に移ったのです。更に、いまアメリカはクォーター制という4分の1にして、だから大体3ヵ月ごと、実際には休みがありますから2ヵ月ちょっとぐらいずつに区切ってやっていくと、落とした単位を早く挽回できるということになっています。アメリカの主要大学は、全部いまクォーター制に移りつつあります。

単位制のことを言いましたけれども、小学校の場合、さっきの習熟度別なんかと同じ考えなんですよ。落ちこぼれをできるだけ早くなくして、できるだけ早く追いついていく。そして、覚えたことをテストで、いま中学校だって中間試験があるわけですが、テストの機会が多いほど、その部分でマスターしていけると。試験を1年に1回にすれば、やはりみんなさぼるから勉強をしない。だから、どんどん片づけていったほうが良いということで、試験の回数が多いんですよ。その実施効果が上がってきたんですね。

それからすると、私は二学期制というのは逆行性だと思うんですね。これは私個人の意見ですが、いいですけども、しかしそれで縛られるようなことになるのはよくない。繰り返して言いますが、そういうことです。

**委員長** 今日は委員会として、皆様方のご意見をお聞きするいいチャンスだと思いますが、今後のスケジュールがどうなってくるのかを確認しておく必要があると思うのです。それを決めて、それで我々の意見を自由に言わせていただくと、自己体験をしていますから意見があると思いますので。

**指導室長** 今後のスケジュールですが、本日、中間報告ということで、これまでの検討内容をご報

告して、先ほど次長からもあったように、各学校、保護者の皆様にもお知らせをしていくと。正式なパブリックコメントという手続は取りませんが、おそらくなんらかのリアクション、ご意見等々、ご希望等があるかと。それらも踏まえて、8月中には最終答申の検討を行い、9月上旬には最終報告という形で教育長宛にご報告をしたいと。こういうスケジュールでございます。

**委員長** ということのようですが、忙しいとは思いますがよろしいですか。

**教育長** 教育長がそれをいただき、それを教育委員会で話す。そのキャッチボールというのは必要だと思うのですが、そこら辺は事務局、いかがですか。

**事務局次長** 当然それは必要だと思いますので、実際に私ども検討をしていく際に、平成16年の4月からもう少し弾力化した形で行えないかということが前提にありましたので、それでスケジュールを追いかけていくと、学校側も保護者に説明をする際には、10月ぐらいにはどうしていくかということの説明が必要があるだろうと。そうすると、それぐらいまでには教育委員会の中でも、先ほどの管理運営規則の問題も含めて、方針を決めていかないといけないのかなと思っています。もし、時間が取れないということであれば、委員協議なども開催しながら進めたいと思います。

**教育長** 時限があるのであれば、臨時にでも教育委員会を設定して、やはり活発に議論をしないと、教育委員会のことだから、あまりいい加減にやるわけにはまいりませんから。事務局の報告があった段階で、そこから先のスケジュールをもう一度立て直すということは必要でしょうね。

**大蔵委員** 教育の改革も急がなくてはならないので、やることは賛成です。それで委員協議をやったり、教育委員会を臨時に開いたりすることは結構です。ですが、どうしても平成16年度からやらなければならない問題ではないので、詰めていく上で問題が起きたら1年延ばして平成17年度からでもいいと思います。

**教育長** 先を急ぐ話でもありませんから、ゆっくりやるにしても、教育長に報告をもらうというところを急がないといけませんね。

**委員長** そういうスケジュールにさせていただきます。大蔵委員等が言われていることなのですが、「学期制検討委員会」ときっぱり言い切っているわけですが、役所的には「学期制等検討委員会」ということになれば、もう少し幅が広がってくるわけですね。学期を検討している間に、こういうことも出てきたと。名前をある程度変える必要があるということとか、あるいは、最後に今後の検討課題という書き方にして、名前はそのままにしておいて、課題でその辺も引っくるめてもう少し幅広く検討する必要があると。それから先ほどのパブリックコメントのことも、それは絶対必要なわけだから触れるとかね。その辺は余裕をもたせたレポート、報告書にしたほうがよろしいのではないかなと思います。個々については、委員の皆様方から、近々ご意見等を事務局



のほうにお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、2番目に「杉並区立永福図書館の特別整理等に伴う臨時休館」について、中央図書館次長からお願いします。

**中央図書館次長** それでは、「杉並区永福図書館の特別整理等に伴う臨時休館」についてご報告申し上げます。日にちは、今年の9月2日火曜日から9月7日日曜日までです。理由は、特別整理と、事務室と保存庫を除く全館の床のタイルの張替え作業に伴うものです。現在Pタイルの部分を、カーペットタイルに張り替える工事です。周知方法としては、7月17日付の教育委員会の告示と、8月11日号の「広報すぎなみ」の掲載を予定しています。以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。では、書いてあるように周知をよろしく願いいたします。以上で予定されていたことは終わりますが、その他何かありますか。

**庶務課長** 日程には入っていないのですが、社会教育スポーツ課から1件追加報告があります。

**委員長** では、社会教育スポーツ課長お願いします。

**社会教育スポーツ課長** いまお手元に写しをお配りしましたが、今回「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」ということで、杉並区社会教育委員の会議の議長宛に諮問をすることになりました。

今回、社会教育委員については、委員4名が加わり、新しい体制でスタートしたわけですが、その諮問理由にあるように、社会教育行政に対してのさまざまな大きな変化というものがあり、その課題に対してどう取り組んでいくかということが求められております。大きくは、地域と学校の緊密な連携をどう進めるかという学校支援の役割。それからNPO等との協働の仕組み、それを担っていく地域人材育成。それから青少年の問題行動等に関連して、家庭教育などもどう支援していくか。スポーツの分野では、総合型地域スポーツクラブをどう捉え、展開していくかというような課題があります。こういった課題に対し、改めて長期的視点から社会教育に求められている役割というものを整理して、区民にわかりやすい社会教育の姿というものを示していきたいと考えているところです。

そういったことから、この点について社会教育委員の会議でご検討いただき、答申をいただきたいということです。答申の時期については、平成16年、来年の8月までの約1年間ということで、諮問をしたいと思っています。この検討の状況等について、中間のまとめ等ができましたら随時教育委員会で報告をしたいと考えています。教育委員会としては、この答申を受けた後、教育委員会としての社会教育に関しての体系的な計画というものを作って、杉並区社会教育が目

指しているものを明らかにしていきたいと考えております。また、その中でも重点的に取り組む施策等も答申をいただければと考えております。私のほうからは以上です。

**委員長** ご質問等はございますか。

前からお話に出ている文化についての長期的ビジョンとか、杉並区には欠けていると思うのですが、文化政策は教育委員会関係だと思えますよね。

**社会教育スポーツ課長** 杉並区の文化のあり方については、文化交流課、文化交流協会と社会教育スポーツ課で、行政としての立場の中で、そのあり方等を検討しているという状況があり、大きな中での検討というのは、まだこれからということになっております。今回のこの諮問については、その辺りの検討の状況等を調整しながら、そういった分野についてどうするかといったところも整理ができればと考えております。

**委員長** 区長部局との関連がたくさん出てくるから、ここに書いてあることもそうですが、その共生が一番だと思います。総合的なものがあって、分けるという考え方もある。こっちはこっちでスタートするとなると、その辺どのように考えられているのか。

**社会教育スポーツ課長** 確かに、家庭教育の分野でも、子育ての分野等についてはかなり区長部局のほうとオーバーラップして、そこの役割分担という整理を以前にしているわけです。生涯学習と言いますか、またその文化というような形になると、やはり教育委員会と区長部局と合わせて大きな中での検討というものが必要になってくると思います。今回についてはそこまでは踏み込みませんので、その辺の仕分けと言いますか、検討する範囲というものに限って検討していただくということになります。

**教育長** いまから 12、3 年前に、大蔵委員にも委員になっていただいて、文化懇談会というのをやったんですよ。文化懇談会を 2 年半ぐらいやったのですが、各回、部課長にいろいろレクチャー受けていたんですよ。おっしゃるように文化というのはハード、ソフト含めて、まちづくりそのものが文化ですし、建物の構造、使い方、要するにソフト、ハード、その当時ニューハードとかね。つまりソフトとハードを一緒に考えないと、文化というものは考えられないという時期があり、さんざん仕分けに苦労した時代がありました。

青少年教育 1 つとっても、区長部局と教育委員会との仕分けがなかなか難しい。文化行政というのは、教育委員会の専管事項を超えたものがありますから、本体は区長部局とやってしまうと、教育委員会の専管事項まで区長部局でマネジメントするみたいな、そういうことがまま出てくる。青少年行政は特にそうですね。そこら辺を仕分けするのがかなり難しいということ、昔大蔵委員と一緒に悩んだ時期がありました。久しぶりに教育の中に入ってきて考えてみると、いまだにそれが未解決のままだなあという感じがあります。これは社会教育の会議に諮問しますので、

この答申を受ける段階でも、その後の中間的な段階でも、この十数年の議論を踏まえながら、いろいろ検討してみたらどうかという感じがしています。

生涯学習という言葉が一時えらくはやった時期がありましたが、いまはそれが社会貢献だのいろんなことにまで細分化されているような状況ですから、もう一度ここできちんと理屈を再構築してみる必要があるのかなという気がしています。

**大蔵委員** いまお話がありましたので、ついでに言います。文化懇談会でいろいろやったのですが、委員のみんなが自分の持場の分の主張が非常に強くて、音楽は三善さんなんて大物が来てたわけですよ。建築もそうです。それから将棋連盟の元会長が来ていたりしてね。みんな自分のやっていることがどう実現できるかという主張があり、あまり統一的にできないですね。

いま教育長が反省的なことをおっしゃいましたが、私はやっぱり区長部局が中心になったほうがやりやすいのではないかと思います。予算などいろんな面で、施設、運営から何から。教育委員会も非常に重要な部分ですが、実際には教育委員というのは毎日出勤しているわけでもありません。区長部局のほうはみんな出ているわけですから、教育長は毎日出勤していますが。それからすると、主体は向こうでやったほうがいいのではないかと思います。ある程度のところで仕切って行政で切ってしまうと、みんなの意見を伺ってとやっていると、民主的ではありますが何も決まらなくてね。

例えば公会堂1つにしても、それをどう使うかについてリハーサル室をたくさんとって、いろいろリハーサルができるほうがいいのか。音楽はがんがん鳴らしても、ほかにこぼれないような防音のものがいいとか。みんなそれぞれ演劇をやる人、音楽をやる人、展覧会の施設に使いたいという人もいる。区もなかなか一筋縄にはいかず、公会堂を成人式とか、なんとかの会に使おうなんていうものですから、非常に使いにくいものになりそうになったりね。オペラをやる人はオーケストラボックスが要るとかね。本当にどうしようもなかったですね。まあ、私も力が足りませんでしたけれども、そういった意味では、どこかでやっぱり仕切ってしまわないと駄目ですよ。

**教育長** 生涯学習という言葉は、もともと1965年のユネスコの「生涯教育」という言葉と、社会教育というのが、一時昭和40年代の後半に「学習権」という国民の教育活動と、ユネスコの「生涯にわたる教育」という言葉がセットになって当時の文部省、文化庁が考え出したんですね。それ以前は「余暇権」と言われていたのです。いろいろな流れを経ていま流れてきているものだから、大阪府、大阪府が特にそうだと思うのですが、教育委員会と府知事、市長との関係がぐちゃぐちゃになってきて、国にいくと文部省で、国は一緒なのです。それが教育委員会では教育法で定められている、あるいは社会教育法で定めている専管事項が、教育委員会でありながら言葉でしか

書かれていませんから、どこを境目にといって徐々に首長に取られていってしまい、だんだん教育委員会がやせ細るといのがこの20年ぐらいの流れだと思います。やっぱり社会教育活動の基礎的な部分というのを、教育委員会でしっかりさせるべきではなかろうかという感じがあります。杉並区では、社会教育センターはそういう役割をいま担っていると思いますが、いまの時期にそれでいいのかということ。地域人材育成ですとか、社会貢献とか新しいキーワードが出てきている状況の中で、新たな社会教育、新たなスポーツ学習といったことの目標を改めて見定めていくということは、時期的にいま逃してしまうとなかなか難しいという気がしますね。諮問する立場であえて申し上げますと、そういう思いです。

**委員長** 先ほど教育長とも話したのですが、青少年委員というのがいらして、青少年育成委員がいらして。

**教育長** 青少年行政は本当に難しいですね。育成委員会は児童課にありますし、青少年委員は社会教育課にありますし。

**委員長** しっかり教育委員会と話していいかということ、ちょっと待ってくれということもあるんですね。

**教育長** 青少年教育というのは、教育委員会の専管事項ということになっていますが、青少年教育は「ゆう杉並」など、区長部局もやっています。本当にどういうふうに整理していいかということは、区長部局の検討を待たないで、教育委員会は教育委員会としてきちんと詰めていくということは必要だと思いますね。

**委員長** この諮問は中期目標ぐらいですか。どのぐらいを目標に出していただきますか。

**社会教育スポーツ課長** これについては中期から長期と言いますか、5年から10年程度を視野に入れてやっていただきたいと考えております。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

本日の予定していた日程はすべて終わりましたので、会議を閉じます。どうもありがとうございました。